

重点事項推進WG横断的的制度分野担当SW:資格制度見直し調査票

1. 資格の名称	社会保険労務士
2. 所管府省庁	厚生労働省労働基準局労働保険徴収課
3登録・入会制度について	
・登録者数	30,584人(平成18年2月末現在)
・登録先	全国社会保険労務士会連合会(以下、本票において「連合会」という。)
・登録審査の実施者	連合会
・入会の強制有無	有
・団体の法的根拠	<p>・社会保険労務士は、厚生労働大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立しなければならない。(社会保険労務士法(以下、本票において「法」という。)第25条の26第1項)</p> <p>・全国の社会保険労務士会は、厚生労働大臣の認可を受けて、会則を定めて、連合会を設立しなければならない。(法第25条の34第1項)</p>
・強制加入としている場合のその理由	<p>法第25条の33において、都道府県社会保険労務士会(以下「県会」という。)は、所属の社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下「社会保険労務士等」という。)が法や法に基づく命令又は労働社会保険諸法令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該社会保険労務士等に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる旨、規定されている。</p> <p>仮に会員でない社会保険労務士が存在すれば、これらの規定の有効性は減じられ、社会保険労務士の倫理保持に重大な支障を来すこととなる。</p> <p>また、社会保険労務士は、法律によって資格を付与され、専門的業務を行い得る特別な立場を認められていることから、常に品位を保持し、公正な立場で誠実に業務を行わねばならず、監督官庁による監督、懲戒といった措置のみによるものではなく、自ら品位の保持と資質の向上を図ることが求められており、こうした自治的な活動を促進させるためには社会保険労務士全員が会員として県会の運営に参加することが必要であることから、強制入会制(登録即入会制)としている(平成5年法改正により措置)。</p> <p>さらに、平成17年の法改正により、社会保険労務士の労働争議不介入規定が削除されたことに伴い、県会及び連合会会則に「適正な労務関係を損なう行為の禁止」を盛り込み、連合会に綱紀委員会を設け、対応することとしていることから、強制入会とする必要性は増している。</p>
・設立の目的	<p>・県会は、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。(法第25条の26第2項)</p> <p>・連合会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務を行うことを目的とする。(法第25条の34第2項)</p>
4. 報酬規定について	

<p>・報酬規定の有無 有の場合の記載箇所(根拠法令)と規定する理由</p>	<p>無</p> <p>特殊法人等整理合理化計画(平成13年12月18日閣議決定)において、連合会については、「公正有効な競争の確保等の観点から、単位会を含め、報酬規定を会則事項から削除する」とこととされたことから、平成14年の法改正により、該当規定(法第25条の7第1項第5号の2及び同法第25条の14第4号)を削除(平成14年11月27日施行)するとともに、県会及び連合会の会則からも削除したところである。</p>
<p>・報酬の目安となる規定やガイドライン等がある場合、その記載箇所とその内容</p>	<p>無</p>
<p>・報酬の現状 (規定をなくした場合の報酬の推移など)</p>	<p>平成14年に報酬規定を削除した以降は、不明である。</p>
<p>5. 広告規制について</p> <p>・広告規制の有無 有の場合その記載箇所と規制の理由</p>	<p>特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、社会保険労務士の品位を保持するため、連合会の倫理規程の広告規制の規定において虚偽・誇大広告等の必要最低限の規制とした。(平成13年規定改正)</p>
<p>6. 資格取得試験について</p> <p>・試験について規定する根拠法令</p> <p>・受験者及び合格者数の推移(10年間)</p>	<p>・社会保険労務士試験は、毎年一回以上、厚生労働大臣が行なう。(法第10条第1項)</p> <p>・厚生労働大臣は、連合会に社会保険労務士試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。)を行わせることができる。(法第10条の2第1項)</p> <p>別紙の通り</p>
<p>・合格率が大幅に変わっている場合その理由</p>	<p>—</p>
<p>・現状の資格保有者の過不足とその必要数に向けての対応</p>	<p>近年における社会経済情勢の変化に伴う就業形態の多様化や高齢化等を背景とし、労働及び社会保険に関する諸制度について整備改善が行われ、その内容は複雑かつ専門的なものとなっており、労働社会保険諸法令に精通した社会保険労務士に対するニーズも高まっているところであり、社会保険労務士の登録者数は毎年、増加しているところである。また、個別労働関係紛争が増加しており、このような状況の中、迅速・的確な対応は不可欠であり、労務管理その他労働に関する事項についての専門家である社会保険労務士が当事者の代理人として活躍すべき社会的ニーズも今後も益々、増えるものと考えられる。</p> <p>なお、平成17年の法改正により、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続における代理業務を社会保険労務士の業務として追加したところである。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得の容易化について、検討している場合その内容(科目の積上げ、再受験の既合格科目の免除、試験問題の公表、持ち帰りなど) 	—
<ul style="list-style-type: none"> ・関連・類似資格等と統合や試験科目の共通化、免除している場合その内容 	司法試験第二次試験に合格した者で労働法を選択したものは、労働基準法及び労働安全衛生法の科目を免除している。
<ul style="list-style-type: none"> ・受験資格について、特定の者に優遇される特例措置の有無とその内容 	有 <p>学歴資格によるもの以外に公務員としての行政事務の経験又は社会保険労務士若しくは弁護士の業務の補助の事務について一定期間以上の経験を有すること等によるもの、行政書士となる資格を有するもの、労働組合、会社等の役員又は職員として労働社会保険諸法令に関する事務等の実務経験を一定期間以上有するものに対しても、受験資格を認める等の措置を講じている。</p>
7. 罰則規定について	
<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒処分権者 	厚生労働大臣
<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒の内容 	戒告、1年以内の業務停止、失格処分(法第25条)
<ul style="list-style-type: none"> ・懲戒となる行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・故意に又は相当の注意を怠り、真正の事実にして申請書の作成、事務代理若しくはあっせん代理を行った場合。(法第25条の2) ・不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を逃れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示を行い、相談に応じるなどの行為を行った場合。(法第25条の2) ・申請書に添付する書面若しくは付記に虚偽の記載をした場合、社会保険労務士法や労働社会保険諸法令の規定に違反した場合又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があった場合。(法第25条の3)
<ul style="list-style-type: none"> ・資格者団体による懲戒(法的な懲戒処分との整合) 	注意勧告、訓告、会員権の停止 (法的な懲戒処分ではないため、社会保険労務士業務は行える。)
<ul style="list-style-type: none"> ・資格者団体による懲戒となる行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・法及び法に基づく命令に違反又はそのおそれがある場合 ・労働社会保険諸法令に違反又はそのおそれがある場合 ・県会の会則又は連合会の会則に違反又はそのおそれがある場合
8. 免許の更新	
<ul style="list-style-type: none"> ・更新制度の有無 	無
<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な講習等の有無その内容および頻度 	<p>資格の更新制度はなく、また、これに伴う講習等もない。ただし、法第16条の3第1項において、社会保険労務士は、県会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るよう努めなければならない旨、規定されており、県会及び連合会において、随時、会員の資質の向上を図るための研修が開催されている。</p> <p>また、毎月、会員に対し、連合会から制度改正等の情報を掲載した会報を送付し、周知が図られているところである。</p>

社会保険労務士試験の受験申込者・受験者・合格者の推移(過去10年)

